

動議

平野貞雄議員に対する再懲罰動議

次の理由により、平野貞雄議員に対し、懲罰を科されたいので動議を提出する。

記

理由

平成 29 年 12 月 18 日の本会議において、平野貞雄議員は議会が決定した懲罰を拒否した。これは地方自治法第 129 条議場の秩序維持及び芦屋市議会会議規則 92 条議事妨害の禁止に抵触し議場の秩序を乱す行為である。以上のことから、懲罰動議を提出する。

平成 29 年 12 月 18 日

芦屋市議会議長 畑中俊彦 様

提出者	芦屋市議会議員	福井 利道
	〃	重村 啓二郎
	〃	寺前 尊文